

令和4年度 第12回瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会会議議事録

1 **開催日時** 令和5年3月20日（月）午前9時00分～正午

2 **開催場所** 瀬戸市役所北庁舎4階庁議室

3 **出席者**

江坂 正光 会長

菅沼 綾子 委員

松村 芳明 委員

三輪 まどか 委員

小川 直人 委員

（事務局）

行政課長 原 貴徳

行政課法務係長 山口 武蔵

行政課法務係主査 田中 千恵子

（瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入に伴い保有する個人情報の取り扱いについての説明者）

まちづくり協働課長 杉江 圭司

まちづくり協働課主幹 戸田 律子

4 **傍聴者** なし

<議事録>

5 **議題**

(1) **瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入に伴い保有する個人情報の取り扱いについて**

担当課から説明

・資料No.1により説明

ア 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

本制度を導入するのは、令和4年4月からスタートした「誰もが輝くトリアングルプランⅣ」に掲げる基本理念「多様性を認め合い 個人の能力が発揮でき 誰もが輝けるまちせと」に基づき、一人ひとりが多様な性のあり方を認め合い、だれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するためである。

制度の概要としては、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、

互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束することを宣言し、その宣誓書を受理したことを証明する制度である。

二人に生計を同一にして家族として暮らしている未成年の子どもがいる場合、併せてファミリーシップ関係を宣言することができる制度である。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除等）は生じないが、周囲からの理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、自分らしい生き方ができるよう寄り添うことを目的としている。

イ 保有する個人情報について

性的指向や性自認に関する情報については、広く議論が行われているところであるが、議論の推移や社会的な影響を検討する必要があると考えられており、地方自治体でもこれらの情報を条例要配慮個人情報とするかどうか課題になっている。

資料No.2の個人情報取扱事務登録簿中、今回この制度を利用する方から収集する情報は基本的事項の中の氏名、住所、生年月日及び電話番号であり、この情報を制度の要綱の様式に従って宣誓書を提出していただく予定である。

人の性的指向や性自認は多様性に富んでおり、どの範囲をもって性的少数者の情報とするかは極めて困難である。また、人に個性があるように、様々な性の在り方が存在すると考えると、一部の性的指向や性自認のみを条例要配慮個人情報に規定することは必ずしも適切ではないと考えており、収集する情報は、行政の収集する一般的な個人情報であると考えている。

また、地域の特性から条例要配慮個人情報と位置付けるべき情報も思い当たらない。

本制度導入当たり保有する個人情報の取り扱いについては、必要最小限とし、その内容や事務の性質等を鑑みて、適切に安全管理を行うこととなるため、特にこれを条例で規定する必要はないと考えている。

委員：宣言をした人達の情報は例えば他課で取り扱うというようなことは全くないのか。

まちづくり協働課：戸籍等で婚姻していないか等は調べるが、その書類等を他課に渡すようなことはない。宣誓をした人が他課に行くときに提示するのは宣誓書受理証明カードのみである。カードを提示することによりパートナーシップを宣誓した者として申請等の可能な手続が受け付けられる。

行政間でやり取りをすることはない。

委員：地域の特性とはどのようなものか。

まちづくり協働課：性的マイノリティとは瀬戸市特有のものではないということである。

委員：他市の状況はどのようなものであるか。

行政課：愛知県内では性的指向、性自認に関する情報を条例で要配慮個人情報としたのは、大口町のみであるが、同町はパートナーシップ制度を設けていない。また、性的指向、性自認に関する情報は国の法律の中での位置付けはない。愛知県内でパートナーシップ制度を設けている市町村で性的指向、性自認に関する情報を要配慮個人情報として条例に定めているところはない。

委員：瀬戸市ではパートナーシップ宣誓制度で申請したという情報は持たないのか。

まちづくり協働課：申請書は持つことになる。

委員：宣誓書が提出されたのであれば、要配慮個人情報として取り扱った方がよいのではないか。

まちづくり協働課：宣誓書にはどちらが性的マイノリティであるか等の情報は書かれていない。性的マイノリティであることを特別なこととして考えておらず、外に出す情報でもないため、普通のこととして扱っていきたいと考えている。また、瀬戸市が性的マイノリティに寛容であるということを宣言することがありがたいという意見もある。

委員：そうであることが理想であるが、まだそこまで寛容であるというような状況ではないからこそ、慎重に取り扱う必要があると思われる。アウトティングされて例えばいじめがあった場合、その責任はどうするのか。現時点では、慎重に扱って要配慮個人情報として条例に規定し、将来的に条例からはずすという方法はないか。

行政課：令和5年2月に同性婚について報道機関の世論調査が行われたが、賛成が過半数を超えている。今回のパートナーシップ制度は、宣言した本人が、宣言したことを隠さずに証明書の提示等をしていくことからすると条例に規定する必要はないのではないかと考えている。

委員：収集する情報はシンプルだが、宣誓したこと自体がセンシティブな情報となっているため、より慎重にすべきであると思われる。条例要配慮個人情報に規定した方がよいと考える。

委員：市として夫婦や家族として認めていくためにも、取扱いをきちんとしていくべきであると思う。

委員：本人が使うといっても携帯電話会社に持っていく人やいざという時（病院の立ち合い等）のためにとっておく人、堂々と使う人等いろいろ

な人がいる。本人が良いと言っても、様々な人のことを考えると慎重に取り扱った方が良いと思う。

委員：意見を言う人は制度に対して積極的な人であり、オープンにして当たり前のことにしてほしい人だと思われる。また、子どもが関わってくることであるが、子どもの意思が確認できない場合もあり、必ずしもオープンにして欲しい人ばかりではないと考えられる。

条例で要配慮個人情報と規定しておいて一般的に問題が無くなった時にはずした方が良いと思われる。

まちづくり協働課：将来的に当たり前のことになれば良いが、宣誓をする人も多様であり、公にしたい人そうでない人もいる。使い方は自分自身で判断するものであり、宣誓書を受領したということから離れて証明書を使うものである。市としては、宣誓をしたことを受け付けたというだけのものである。

委員：他市も市が単に宣言を受け付けただけのものにとどまっているのか。

まちづくり協働課：他市も宣誓したことが宣誓受理証等になっている。

瀬戸市としてはパートナーシップ宣言制度を導入することにより、性的マイノリティに寛容であるということを表明したいと考えている。

条例要配慮個人情報として規定すべきとの意見があったことから、必要に応じて諮問がされた際に、改めて審査会の意見をまとめることとなった。